



JA広島中央

# 相続定期貯金

# まごころ



親から子へ、  
そして孫へ・・・  
大切に受け継いで  
いただくために。

預入期間  
1年

お取扱期間中、当組合または他金融機関での相続  
手続完了後1年以内に、相続により取得した資金  
を原資としてお預けいただける個人のお客さま。

店頭表示  
金利に

**+** 年 **0.2%**

取扱期間

平成29年4月3日(月)～平成30年3月30日(金)

●お持ちいただくもの ①ご本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）、②ご印鑑、③金融機関での相続手続完了時期が確認できる書類。お預入れされる方が相続人であることを確認できる書類。相続により取得した資金であることを確認できる書類。  
(例) 金融機関に提出した相続依頼書の写し。遺言書、遺産分割協議書の写し。被相続人名義の解約済通帳と計算書の写し。戸籍謄本の写し ※当JAで相続手続きをされた方は①、②のみです。

●お預入れ期間は1年間とします。満期継続時には店頭金利を適用します。●適用利率は店頭表示金利に年0.20%上乗せ。●継続方法は元金継続または元利金継続とします。●各種定期貯金とはスーパー定期（お預入れは300万円未満）・スーパー定期300（お預入れは300万円以上1,000万円未満）・大口定期（お預入れは1,000万円以上）をいいます。●ご利用対象者は個人の方。●中途解約された場合、上乗せ金利は適用されず、JA所定の中途解約利率を適用します。●税金は20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。※平成49年12月31日までの適用となります。●この商品は貯金保険の対象であり、貯金保険の範囲内で保護されます。●金利情勢によっては取扱いを中止する場合があります。●詳しくは、店頭窓口でご確認ください。

詳しくはお近くのJA各支店でご確認ください。

平成29年4月1日現在

- 西条支店 TEL 082-422-8687
- 向陽支店 TEL 082-425-1115
- 八本松南支店 TEL 082-429-0811
- 八本松支店 TEL 082-428-2030

- 高屋支店 TEL 082-434-2111
- 志和支店 TEL 082-433-2411
- 黒瀬支店 TEL 0823-82-2340
- 福富支店 TEL 082-435-2002

- 豊栄支店 TEL 082-432-2316
- 河内支店 TEL 082-437-1201
- 大和支店 TEL 0847-33-0211

# 相続定期貯金「まごころ」商品概要

商品名	相続定期貯金(スーパー定期貯金・大口定期貯金) 愛称:まごころ	
ご利用いただける方	当組合または他金融機関での相続手続完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預入れいただく個人のお客さま。	
お預入期間	定型方式:1年 自動継続(継続時には店頭金利を適用します)のお取扱いとなります。 ※3,000万円以上の受入は自動継続での取扱いとなりません。	
預入方法	預入方法	一括預入
	預入金額	1,000円以上(1円単位)
払戻方法	満期日以後に一括してお支払いします。	
利息	適用金利	預入時の期間1年の定期貯金の店頭表示金利に年0.2%を上乗せした利率を満期日まで適用します。 自動継続時には、この定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。
	利払時期	満期日以後に一括してお支払いします。
	計算方法	付利単位を1円とし、1年365日とする日割計算。
	税金	20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。
	金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
手数料	—	
付加できる特約事項	○自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率0.5%を上乗せした利率) ○マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)のご利用ができます。	
中途解約時の取扱い	<p><b>【1,000万円未満の場合】</b> 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともにお支払いします。 《中途解約利率》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・預入期間が6か月未満 … 解約日における普通貯金の利率</li> <li>・預入期間が6か月以上1年未満 … 約定利率×20%</li> </ul> <p><b>【1,000万円以上の場合】</b> ○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約率(小数点第4位切捨て)により計算した利息とともに払戻しします。 (1)預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A 解約日における普通貯金の利率</li> <li>B 約定利率—約定利率×30%</li> <li>C <math>\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}</math></li> </ul> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。</p> <p>(2)預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のA、Bの算出により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A 約定利率—約定利率×30%</li> <li>B <math>\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}</math></li> </ul> <p>○中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。</p>	
貯金保険制度(公的制度)	《保護対象》 当該貯金は、当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できる」という3条件を満たすものを除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。	
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>《苦情処理》 本商品にかかる相談・苦情(以下、「苦情」という。)につきましては、当JA金融共済推進部(電話:082-422-2179)までお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また広島県農業協同組合中央会が、設置・運営するJAバンク相談所(電話:082-545-1601)でも、苦情を受け付けております。</p> <p>《紛争解決措置》 苦情等について納得がいく解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、広島県JAバンク相談所を通じ弁護士会を利用することもできます。詳しくは同相談所(電話:082-545-1601)にお尋ねください。</p>	
その他参考となる事項	満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。	